

プロモーション広告 LINES バナー広告サービス申込み規定

第1条(目的)

プロモーション広告 LINES バナー広告サービス申込み規定（以下、「本規定」といいます。）は、マークライNZ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するウェブサイト プロモーション広告 LINES のバナー広告サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用する広告利用希望者（以下、「利用希望者」といいます。）との権利、義務及び責任事項を規定することを目的とします。

第2条（広告内容等）

1. 本契約に基づく本サービスの適用範囲は、別途当社が利用者に提示する「サービスのご案内」に定める広告スペース上とし、広告スペース枠に掲載する利用者の広告（以下「バナー広告」といいます。）とします。
2. 広告スペースの場所、広告料金、掲載期間等は、「サービスのご案内」に定めるとおりとします。

第3条（利用申込）

申込みは、バナー広告サービス 利用申込書（以下、「申込書」といいます。）により、当社に申し込むものとします。

第4条（利用申込の承諾）

1. 当社は、利用希望者が利用申込を行った後、利用希望者の審査を行い、掲載の可否決定を利用希望者に通知します。なお、通知の方法は口頭その他当社が適当と認める方法により行われるものとし、これを以て契約が成立したものとします。なお、審査のために利用希望者の印鑑証明書、商業登記簿謄本、その他当社が審査のために必要と判断する書類の提出を求める場合がありますので予めご了承願います。
2. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、利用希望者による利用申込をお断りすることができるものとします。
 - (1) 利用希望者が、過去において当社が提供するサービスに関する利用者規約違反等により、利用者の利用者資格の取消が行われている場合
 - (2) 申込内容に虚偽があった場合
 - (3) 利用希望者が、いわゆる反社会的勢力等でありまたはあったと判明した場合

- (4) その他、当社が、利用希望者を利用者とすることを不相当と判断する場合

第5条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用希望者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、又は保証します。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会的運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総省して「反社会的勢力」といいます）であること又は反社会的勢力であったこと。
 - (2)反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3)代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4)自己又は第三者の不正利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (5)反社会的勢力に対して資金などを提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められるとき。
 - (6)その他、役員等又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (7)暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9)風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 当社及び利用希望者は、前項の表明又は保証のいずれかに違反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本利用規約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、相手方は賠償義務を負わないものとします。

【2016年5月9日 制定】

【2024年5月30日 改定】